

2020年東京オリンピック・パラリンピック関連事業推進プロジェクトチーム設置要綱

(設置)

第1条 2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックを契機として、さらにスポーツの振興や青少年の育成に取り組むとともに、本県の経済活性化につなげていくため、2020年東京オリンピック・パラリンピック関連事業推進プロジェクトチーム(以下「PT」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 PTは、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 2020年東京オリンピック・パラリンピックに関する情報収集に関すること。
- (2) 2020年東京オリンピック・パラリンピックに関する国等への提案に関すること。
- (3) その他目的達成のために必要な事項に関すること。

(進捗管理)

第3条 PTは副知事の指揮監督のもとに業務を遂行することとし、その進捗状況を定期的に報告するものとする。

(構成)

第4条 PTには、リーダー及びスタッフを置く。

- 2 リーダーは、総務部副部長(政策調整担当)及び文化生活スポーツ部スポーツ振興監の職にある者をもって充てる。
- 3 リーダーは、PTの事務を統括し、代表する。
- 4 スタッフは、別表の職員とする。
- 5 リーダーは、必要に応じ、スタッフ以外の職員に対し、PTの開催する会議への出席を求めることができる。

(設置期間)

第5条 PTは、平成26年2月17日から平成30年3月31日までの間、設置する。

(学識経験者等の参画)

第6条 リーダーは、必要に応じ、PTの開催する会議に学識経験者等の参画を求めることができる。

(庶務)

第7条 PTの庶務は、総務部政策企画課で行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、PTの運営に必要な事項は、リーダーが別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年2月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成26年11月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成27年12月7日から施行する。

附 則
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成29年10月16日から施行する。

(別表)

2020年東京オリンピック・パラリンピック関連事業推進プロジェクトチーム

(平成29年10月16日現在)

区 分	氏 名	職 名	備 考
リーダー	沖本 健二	総務部副部長 (政策調整担当)	
〃	葛目 憲昭	文化生活スポーツ部スポーツ振興監	
スタッフ	田中 宏治	危機管理部副部長 (総括)	
〃	鎌倉 昭浩	健康政策部副部長 (総括)	
〃	井上 達男	地域福祉部副部長 (総括)	
〃	高橋 慎一	文化生活スポーツ部副部長 (総括)	
〃	井上 浩之	産業振興推進部副部長 (総括)	
〃	中村 剛	中山間振興・交通部副部長	
〃	麻岡 誠司	商工労働部副部長 (総括)	
〃	吉村 大	観光振興部副部長 (総括)	
〃	西岡 幸生	農業振興部副部長 (総括)	
〃	森下 信夫	林業振興・環境部副部長 (総括)	
〃	竹内 真澄	水産振興部副部長 (総括)	
〃	渡辺 憲弘	土木部副部長 (総括)	
〃	北村 強	教育委員会事務局 教育次長 (総括)	
〃	松本 和久	東京事務所副所長	